大宮二丁目自治会会則

- 第1章 名称及び事務所
 - 第1条 本会は大宮二丁目自治会と称する。
 - 第2条 本会は事務所を会長宅に置く。
- 第2章 地域及び会員
 - 第3条 本会は杉並区大宮2丁目に住居を有する世帯及び事務所又は営業 所を有し本会の目的に協賛するものをもって組織する。
- 第3章 目的及び事業
 - 第4条 本会は環境の改善、生活の保安に努め、会員相互の親睦と社会福祉の増進を図り、住みよい明るい街づくりを目的とする。
 - 第5条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - 1. 防犯、防火、保健衛生、交通、その他環境施設等公共の福利厚生に関する事項
 - 2. 婦人、青少年育成に関する事項
 - 3. 赤十字、共同、歳末助けあい等の募金、献金等に関する事項
 - 4. 官庁、地方公共団体及び関係諸団体との関連事項
 - 5. その他、本会の目的遂行に必要な事項

- 第4章 役員
- 第6条 本会に役員として、会長1名、副会長若干名、会計2名、部長若干 名を置く。
- 第7条 本会に監事2名を置く。
- 第8条 本会の役員は、総会において、会員の互選とし、任期は2年とする。 再任は2期までとする。ただし役員会の承認を得て、さらに1年ご との再任は認める。
- 第9条 会長は本会を代表し、会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会 長事故ある時は、これに代わる。会計は本会の経理を担当し、部長 は会長、副会長の旨を受けて会務の運営に当たり、防災、防犯、保 健衛生、更生、婦人、青少年等、各部の部長として、会務を分掌す る。監事は会計の監査をする。
- 第10条 会長は、役員会に諮り、顧問、相談役を委託することができる。 役員会は会長、副会長、会計で構成され、必要により会長は、会 計監事、担当部長、班長他を招集し本会に参加を要請することが できる。

第5章 会議

第11条 本会の会議は総会、役員会、地区班長会とし、会長が招集し、議 長を指名する。 第12条 定期総会は会計年度終了後2ヶ月以内に招集する。臨時総会は会員の3分の1以上より請求があったとき、または、会長が必要と認めたときに招集する。

第13条 会議の定足数

- 1. 総会は、会員の2分の1以上の出席が無ければ、開催することができない。ただし、他の会員を代理人として表決を委任したものは、出席とみなす。
- 2. 役員会は、役員会構成員の2分の1以上の出席が無ければ、開催することができない。ただし、他の役員会構成員を代理人として表決を委任したものは、出席とみなす。

第14条 決議

- 1. 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2. 役員会の議事は、役員会構成員の過半数をもって決し、可否同数のと きは、会長の決するところによる。

第6章 地区及び班

第15条 本会は事業運営と、その迅速を図るため全地域を数地区に分け、 さらに地区を細分して、班を置き、実情に即した地域活動をなす。 第16条 班長は会計の委託により班内の会費の集金、その他の会務の遂行 に協力する。

第7章 会計

- 第17条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる
- 第18条 本会の経費は会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに当てる。
- 第19条 会費は一世帯当たり年額1,000円とする。
- 第20条 本会の支出は、その都度会長の承認を得て、これを行う。

第8章 附 則

- 第21条 会長はこの会則の規定のない事項で必要なことは役員会の決議 をもってこれを、定めることができる。
- 第22条 本会の会則の改廃は総会において、これを定める。

第23条 慶弔金

- 1. 会員家族の新小学一年生には、記念品を贈呈する。
- 2. 会員家族の新成人には、記念品を贈呈する。
- 3. 会員家族の満88歳(米寿)を迎える方には、長寿お祝いメッセージと記念品を贈呈する。

- 4. 会員世帯主が死亡の場合は、香華料として5,000円を霊前に 供える。
- 5. 会員世帯主の配偶者死亡の場合は、香華料として3,000円を霊前に供える。
- 第24条 1. この会則は昭和61年6月より、これを実施する。
 - 2. 平成30年5月20日開催の総会の決議による変更
 - 3. 令和2年6月21日役員会の決議(新型コロナ感染症対策 のため総会は開催せず書面表決となる)により変更
 - 4. 令和3年5月23日開催の総会の決議による変更
 - 5. 令和5年5月28日開催の総会の決議により変更

会則は令和5年5月28日から実施する。